

大分県報

令和元年
第六三三
号
十二月十日

（火曜日）

目次

告示

| | |
|--|---|
| 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出…………… | 一 |
| 土地改良法による換地計画認可申請の適当決定及び縦覧（市町村営事業）…………… | 一 |
| 指定予定保安林（五件）…………… | 二 |
| 道路区域の変更…………… | 三 |
| 港湾計画の変更の概要…………… | 四 |
| 公 告…………… | 五 |
| 契約者等の公示…………… | 五 |

○告示

大分県告示第三百三十一号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
令和元年十二月十日

一 届出の概要
大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブ竹田
竹田市大字玉来七百十番地
- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社サンリブ
代表取締役 佐藤 秀晴

令和元年十二月十日

3 変更した事項

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 株式会社マルシヨク
代表取締役 菊池 俊勝
大分市東春日町十三番十一号

外十者

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外七者

4 変更の年月日

平成二十九年九月一日外

二 届出年月日

令和元年九月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年四月十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項及び第四項の規定により、次の事業主体からの換地計画認可申請を適当と

大分県報（告示）

決定し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和元年十二月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| | | | | |
|-------|------------|------|------------------------|-------|
| 事業主体名 | 事業名 | 地区名 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
| 竹田市 | 農地耕作条件改善事業 | 垣内地区 | 令元・一二・一〇から 令二・一・六まで | 竹田市役所 |

大分県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十二月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
佐伯市鶴見大字中越浦字スタシ六二九番七、六二九番八
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
（一） 次の森林については、主伐は択伐による。
字スタシ六二九番七・六二九番八（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十二月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
佐伯市宇目大字木浦内字マカヤ原八八四番二四、八八四番三二、八八四番三八、八八四番三九、八八四番四三、宇目大字木浦鉾山字長門町三一二番
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
（一） 次の森林については、主伐は択伐による。
字長門町三一二番（次の図に示す部分に限る。）
（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十二月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津市山国町吉野字セリハタ一一〇二番、字永見一一五五番から一一五八番まで、字宇土屋根一一八〇番

| | |
|--|--|
| <p>二 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 次の森林については、主伐は択伐による。 字セリハタ一一〇二番・字永見一一五五番から一一五八番まで・字宇土屋根一一八〇番(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>大分県告示第三百三十六号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 令和元年十二月十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 保安林予定森林の所在場所 中津市山国町槻木字勘太郎二八五五番、二八五六番</p> <p>二 指定の目的 水源の涵養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> | <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>大分県告示第三百三十七号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 令和元年十二月十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 保安林予定森林の所在場所 中津市山国町中摩字麦迫四五二番</p> <p>二 指定の目的 水源の涵養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>大分県告示第三百三十八号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和元年十二月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和元年十二月十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> |
| <p>二 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> | <p>道路の種類</p> <p>区域変更</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> |

令和元年十二月十日

大分県報(告示)

| | | |
|--|--|--|
| <p>密接に関連する土地利用計画の内数である。</p> <p>注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。</p> <p>注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。</p> <p>7 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設</p> | | <p>電子計算機 一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県商工観光労働部情報政策課 大分市大手町三丁目一番一号</p> <p>三 随意契約の相手方を決定した日 令和元年十月一日</p> <p>四 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号</p> <p>五 随意契約に係る契約金額 五千七百三万四千八百二十四円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当</p> |
| 地区名 | 内 容 | |
| 大在 西 | 水深 九メートル 岸壁 二バース 延長 四六〇メートル（R O R O船用）〔新規計画〕 泊地 水深 九メートル 面積 二ヘクタール〔新規計画〕 | |
| 大在 | 西防波堤 延長 一三五メートル〔既定計画の変更計画〕 中防波堤 延長 二、八五〇メートル（うち二、七五〇メートル既設）〔既設の変更計画〕 | |
| 地区名 | 内 容 | |
| 8 大規模地震対策施設計画 | | |
| 大在 西 | 水深 九メートル 岸壁 一バース 延長 二四〇メートル（R O R O船用）〔新規計画〕 水深 九メートル 岸壁 一バース 延長 二二〇メートル（R O R O船用）〔新規計画〕 | |
| 地区名 | 内 容 | |
| 9 港湾施設の利用 | | |
| 大在 | 水深 五・五メートル 岸壁 二バース 延長 一八〇メートル（物資補給岸壁）〔既設〕 | |
| <p>二 港湾計画の縦覧の場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部港湾課</p> | | |
| <p>○ 公 告</p> | | |
| <p>次のとおり契約者等について公示する。 令和元年十二月十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量</p> | | |

令和元年十二月十日

大分県報（告示・公告）